

1日で分かる！

社労士  
必講

河野順一セミナー

「働き方改革」実戦力アップ講座

最近の業務災害と通勤災害Q&A10

～使用者の義務と責任・対応策～

近時、依然として「業務災害」・「通勤災害」に関するトラブルが絶えない。こうした状況にあっても、各企業においては、経営改善のため、「働き方改革」を推し進めなければならないのは必定。そこで、「大改革」推進の上で社労士に必須の業務災害と通勤災害に関する知識と疑問に対して、河野順一がQ&A方式で徹底解説し、ズバリ回答する。

「業務災害」と「通勤災害」の本旨を徹底講義！

### 講義予定内容

- 海外で事業展開する現地法人の経理責任者が長時間労働を起因とする急性心筋梗塞を発症し死亡した場合、労災の適用は可能か？
- 会社の納会に参加した労働者Xが飲酒により急性アルコール中毒を発症し死亡した場合、労災の適用は可能か？
- 海外出張先での第三者加害行為による死亡は業務上か？
- 通勤中の交通事故で示談に応じた労働者が後日、手術が必要になった場合、労災の適用は可能か？
- 退勤後飲酒し、いつもの帰宅経路を帰宅途中、堤防から転落して負傷した労働者Xは通勤災害か否か？ 等々

### ◆お問い合わせ&お申込み方法◆

お申込みの詳細につきましては、別紙のお申込み用紙をご覧ください。

東京法令学院 (<http://www.tokyohorei.co.jp>)

録音録画は一切禁止です。